令和 8 年度 定住支援制度関係郵送物への有料広告同封事業

広告掲載審査基準

令和 8 年度 トライアル事業 ｜ 令和 8 年 12 月中旬発送予定

1　趣旨・適用基準

本基準は、定住支援制度関係郵送物へ同封する有料広告（A4 判両面の広告紙）について、広告主及び広告内容の適否並びに応募多数時の選定方法を定めるものです。

広告の掲載については、南砺市広告掲載要綱及び南砺市広告掲載基準を適用します。本基準は、当該広告紙の媒体特性に応じた事項を示すものであり、これらの規定に優先するものではありません。

2　応募できる事業者

- 法人、個人事業者等を対象とし、市内企業・市外企業のいずれも応募できます。所在地のみを理由として応募を認めないことはありません。
- 応募者は、南砺市広告掲載要綱及び南砺市広告掲載基準に適合することが必要です。法令上の許認可及び納税状況等は、必要に応じて確認します。
- 応募多数の場合は、市の要綱に定められた優先順位に基づき選定します。市外事業者も選定の対象となります。

3　広告内容の審査

- 法令又は市の広告関係規定に違反する業種・事業者・広告内容は掲載できません。
- 虚偽又は誇大な表示、料金・条件の誤認を招く表示、市が広告主の商品・サービス等を推奨・保証しているように見える表示は認めません。
- 広告主名、商品・サービスの内容、連絡先など、広告内容の責任主体が分かる表示が必要です。
- 写真・ロゴ等の素材について、広告主が使用に必要な権利を有していることが必要です。QR コード等の案内先も確認対象となります。

4　広告原稿・紙面上の条件

- A4 判両面の広告紙に最大 4 枠（表面 2 枠・裏面 2 枠）を配置し、1 枠は A5 判相当を目安とします。掲載位置・紙面全体のレイアウトは市が決定します。
- 広告主から提出された画像データを、市が共通レイアウトへ配置します。印刷前に広告主による最終原稿の確認を行います。
- 広告紙には「有料広告」であることと、「南砺市は掲載された商品・サービス等を推奨・保証するものではありません」との趣旨を共通表示します。
- 広告紙は、市役所のカラープリンターを用いて普通紙に印刷します。専門の印刷業者による仕上がりとは異なり、画面上のデータよりも実際の発色が暗く沈んだり、写真の鮮明さが劣る場合があります。

5　応募多数の場合の選定

掲載基準に適合する応募が募集枠（最大 4 枠）を超えた場合は、南砺市広告掲載要綱に定める優先順位に従って掲載候補を選定します。

順位	応募者の区分
第 1 順位	公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの
第 2 順位	公共的性格を有する私企業で、市内に事業所等を有するもの
第 3 順位	第 2 順位以外の私企業又は自営業で、市内に事業所等を有するもの
第 4 順位	その他私企業又は自営業等（市外事業者を含む）

同じ優先順位の応募が残り枠数を超える場合は、抽選により掲載候補を選定します。

6　掲載の可否・掲載内容の変更

市が広告主及び広告内容を審査し、市の定める手続により掲載の可否を決定して申込者へ通知します。修正が必要な場合は、掲載前に広告主へ修正を依頼することがあります。